

令和 6 年度市民参画手続 実施予定一覧

No	施策名	施策概要	静岡市市民参画の推進に関する条例 該当条文		市民参画手続の手法	審議会名称	実施予定時期	担当課
1	静岡市国土強靱化地域計画の改定	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条の規定に基づき、国の基本計画との調和を保ち、静岡県県の策定した地域計画とも調和を図りながら、本市総合計画に位置付ける各分野・各計画を横断し、連携を図り、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として位置づける。	条例第10条第1項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第2号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	パブリックコメント	-	令和6年4月	危機管理局危機管理課
2	静岡市アセットマネジメント基本方針の改定	静岡市アセットマネジメント基本方針の内容について、計画期間や目標、方針等の改訂を行う	条例第10条第1項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第2号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	パブリックコメント	-	5月～6月を想定	総合政策局社会共有資産活用推進課
3	高部生涯学習交流館建設事業	大内新田に新しい交流館を建設後、既存交流館を解体する。なお、当事業は大内新田土地利用方針に基づき実施するものである。	条例第10条第1項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第3号 大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき。	市民ワークショップ	-	令和6年5月～6月	市民局生涯学習推進課
4	第3次静岡市生涯学習推進大綱の進捗管理	「だれもが、いつでも、どこでも学び、学んだ成果を活かすことのできるまち」の実現のため、R5～12年度の8年間の達成目標や推進計画を定めたもの	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	静岡市生涯学習推進審議会	令和6年6、9、12、3月	市民局生涯学習推進課
5	駿河区まちづくり事業への反映を目的とした区民意見聴取事業「わがまち×わかまち会議」	区の区域に居住し、通学し、又は通勤する市民の参画により区の魅力ある地域づくりを推進する。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		市民ワークショップ	-	11月～12月	駿河区役所地域総務課
6	史跡片山廃寺跡整備事業計画の進捗管理	史跡小島陣屋跡の保存・整備にあたり、有識者等から意見を聴取し、史跡の保存・整備・活用を推進していくため。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	史跡片山廃寺跡整備委員会	令和6年度 秋頃	観光交流文化局文化財課
7	史跡小島陣屋跡の整備事業の策定	史跡小島陣屋跡の保存・整備にあたり、有識者等から意見を聴取し、史跡の保存・整備・活用を推進していくため。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	静岡市史跡小島陣屋跡整備委員会	令和6年度 冬頃	観光交流文化局文化財課
8	静岡市文化財保存活用地域計画の策定	「本市の歴史文化の特徴」を明確にし、指定、未指定に関わらず、それぞれの地域で大切にされている身近な文化財を「市民の財産」として未来に継承することを目的に計画を作成する。	条例第10条第1項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第2号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	審議会	静岡市文化財保護審議会	6月～7月頃	観光交流文化局文化財課
9					パブリックコメント	-	5月～6月頃	
10	名勝三保松原保存活用計画の策定	文化庁の指針に基づき、文化財の保存活用計画を策定する。	条例第10条第1項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第2号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	パブリックコメント	-	夏	観光交流文化局文化財課
11					審議会	三保松原保全活用計画推進専門委員会	初夏、秋（※計画策定に向けたワークショップはR5年度、意見交換会はR4年度に開催済み）	

令和 6 年度市民参画手続 実施予定一覧

No	施策名	施策概要	静岡市市民参画の推進に関する条例 該当条文		市民参画手続の手法	審議会名称	実施予定時期	担当課
12	静岡市文化振興計画の進捗管理	文化の振興に関する市の施策の総合的な推進を図るため、静岡市文化振興審議会を置く。	条例第 7 条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	静岡市文化振興審議会	6月、8月、10月、12月	観光交流文化局文化振興課
13	静岡市立芹沢銈介美術館の運営管理	「博物館法」「静岡市博物館条例」に基づき、博物館の運営に関し館長の訪問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べるため、「静岡市立芹沢銈介美術館協議会」を置く。	条例第 7 条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	静岡市立芹沢銈介美術館協議会	令和 6 年 9 月、令和 7 年 2 月（予定）	観光交流文化局文化振興課
14	アリーナ施設検討事業（基本計画の策定）	本市が目指すアリーナ像を詳細に定めるため、基本計画を策定する。	条例第10条第 1 項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第 3 号 大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき。	パブリックコメント	-	未定	観光交流文化局スポーツ振興課
15	南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画の改定	南アルプスユネスコエコパークの推進に当たっては、管理運営計画に基づき、南アルプスの自然環境の保全と利活用の好循環を生み出す仕組みづくりを進めている。	条例第10条第 1 項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第 2 号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	パブリックコメント	-	令和 6 年12月	環境局環境共生課
16					審議会	環境審議会	令和 6 年10月（予定）	
19	認知症初期集中支援事業の調査審議	認知症が疑われる者、認知症である者及びその家族に対し早期に関する認知症初期集中支援チームの効果的な配置等について調査審議すること。また、認知症施策に係る関係する機関及び団体との連絡調整を図ること。	条例第 7 条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	静岡市認知症初期集中支援チーム検討委員会	令和 6 年 6 月頃及び令和 7 年 2 月頃	保健福祉長寿局地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
20	静岡市認知症施策推進の調査審議	認知症施策の推進に関する事項についての調査審議認知症施策の推進に係る関係機関及び関係団体との連絡調整を図ること。	条例第 7 条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	静岡市認知症対策推進協議会	令和 6 年 6 月頃および令和 7 年 2 月頃	保健福祉長寿局地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
21	静岡市地域包括支援センター運営等についての調査審議	地域包括支援センターの設置、運営及び評価、地域包括ケアシステムならびに日常生活圏域の設定に関する事項について調査審議する	条例第 7 条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	地域包括支援センター運営協議会	令和 6 年 5 月、10月および令和7年 3 月	保健福祉長寿局地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
22	静岡市健康増進計画の進捗管理	健康づくりの推進に関する計画（健康増進法第 8 条第 2 項に基づく市町村健康増進計画）	条例第10条第 1 項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第 2 号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	審議会	健康福祉審議会 健康づくり専門分科会	8月および2月	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課
23	静岡市がん検診の進捗管理	加入する健康保険組合にがん検診の制度がない方を対象とした各種がん検診	条例第 7 条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	静岡市がん検診精度管理協議会	8月と3月	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課

令和 6 年度市民参画手続 実施予定一覧

No	施策名	施策概要	静岡市市民参画の推進に関する条例 該当条文		市民参画手続の手法	審議会名称	実施予定時期	担当課
24	国民健康保険特定健康診査の進捗管理	4 月 1 日国保加入者のうち 4 0 歳から 7 4 歳の方を対象にした健康診査	条例第 7 条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	静岡市国民健康保険特定健康診査等実施計画推進協議会	9 月と 2 月	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課
25	静岡市歯と口腔の健康づくり推進計画の進捗管理	歯科口腔保健の推進に関する法律及び静岡市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例に基づき、静岡市の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進する	条例第10条第 1 項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第 2 号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	審議会	静岡市歯と口腔の健康づくり推進会議	令和 6 年 7 月、令和 7 年 1 月	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課
26	静岡市食育推進計画の進捗管理	食育の推進に関する計画（食育基本法第18条第 1 項に基づく市町村食育推進計画）	条例第10条第 1 項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第 2 号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	審議会	静岡市食育推進会議	令和 6 年 7 月、令和 7 年 2 月	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課
27	静岡市における保健師体制・保健福祉センター再編に関する検討	人口減少が進む中、保健福祉センターの業務のあり方、建物維持の必要性など 10年後を見据えた見直しが必要。そこで、建物の利活用を含め保健福祉センター及び保健師の集約等を検討していく。	条例第10条第 1 項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第 2 号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	パブリックコメント	-	令和6年12月予定	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課
28	（仮称）静岡市手話言語条例の制定	この条例は、市民全体に手話は言語であることの認識を広め、手話を必要とするすべての人々がいつでもどこでも自由に手話を使用できる地域社会を作り、すべての市民が安心して暮らすことができる静岡市となることをめざすために制定する。	条例第 7 条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		パブリックコメント	-	令和 6 年11月予定	保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課
					審議会	静岡市障害者施策推進協議会	令和 6 年 7 月、11月予定	
29	高齢者保健福祉計画の進捗管理	高齢者保健福祉計画の進捗管理	条例第 7 条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	静岡市健康福祉審議会 高齢者保健福祉専門分科会	令和 6 年10月、令和 7 年 2 月（予定）	保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課
30	介護保険事業計画の進捗管理	静岡市の介護保険サービス利用量、要介護（支援）認定者数等の見込を掲載した計画	条例第 7 条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	介護保険専門分科会	令和 6 年10月、令和 7 年 2 月	保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
31	がん対策に関する施策	静岡市がん対策推進条例に基づき、静岡市がん対策推進協議会による継続的な協議を行いながら、がん対策に関する取組を行う。	条例第 7 条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	静岡市がん対策推進協議会	令和 6 年 8 月及び令和 7 年 1 月～2 月	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課

令和6年度市民参画手続 実施予定一覧

No	施策名	施策概要	静岡市市民参画の推進に関する条例 該当条文		市民参画手続の手法	審議会名称	実施予定時期	担当課
32	静岡市医療安全支援センター「はっとはあと」の運営管理	1 医療相談窓口の運営 2 医療安全に関する情報提供 3 医療相談窓口情報交換会の開催	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	医療安全推進協議会	6月と2月に予定	保健福祉長寿局保健衛生医療部生活衛生課
33	静岡市立こども園の配置適正化方針の改訂	本市アセットマネジメント基本方針を踏まえ、静岡市立こども園の配置適正化方針に基づき、民営化・統廃合などの市立こども園の配置適正化を進め、教育・保育サービスの向上や運営費及び建替費の削減等経済的な効果を図る	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		パブリックコメント	-	令和6年12月頃	子ども未来局子ども未来課
34	第3期静岡市子ども・子育て支援事業計画の策定	子ども・子育て支援法に基づき策定する、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画	条例第10条第1項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため		パブリックコメント	-	令和7年1月頃	子ども未来局子ども未来課
35		子ども・子育て支援法に基づき策定する、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画			審議会	静岡市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会	令和7年3月頃	
36	青少年育成センター事業の進捗管理	青少年の非行防止、保護及び矯正を図り、青少年の健全育成を推進するため、静岡市青少年育成センター事業を実施する。事業の内容は、「青少年の捕縛」、「青少年に関する調査及び情報収集」、「青少年を取り巻く有害環境の浄化」、「青少年の非行防止及び健全育成に係る広報啓発」、「青少年関係機関、青少年関係団体等との連絡調整」等	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	青少年育成センター運営委員会	6月下旬予定	子ども未来局青少年育成課
37	静岡市ものづくり産業振興基本計画の進捗管理	静岡市ものづくり産業振興条例に基づき策定される静岡市ものづくり産業振興基本計画について、静岡市ものづくり産業振興審議会を開催し、登載事業に関する審議及び進捗管理を行う。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	静岡市ものづくり産業振興審議会	令和6年7月、令和7年3月（いずれも予定）	経済局商工部産業振興課
38	勤労者福祉施策に関する指針の策定	今後の勤労者福祉施策の具体的な方向性や主要な取組を明確化した指針の策定	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		パブリックコメント	-	令和6年4月から5月	経済局商工部商業労政課
39	静岡市良好な商業環境の形成に関する指針の改正	指針に定めるゾーニングの変更	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		パブリックコメント	-	令和6年10月	経済局商工部商業労政課
					審議会	静岡市商業振興審議会	5月、7月、9月、11月	
40	静岡都心地区都市デザイン指針の策定	静岡都心地区において、都市デザインの観点による統一的な指針等を作成・運用することにより、統一したコンセプトに基づく公共事業・民間事業の推進等に結びつける。・このため、都市デザイン指針等の策定を、令和5年度から継続して実施する。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		パブリックコメント	-	令和7年2月ごろ（予定）	都市局都市計画部景観まちづくり課
41					意見交換会	-	-	
42					市民ワークショップ	-	令和6年中に複数回実施	
43	静岡都心地区まちなか再生指針の策定	静岡都心地区において、都心地区全体としての統一性をとりながら、多様な主体の協働によるまちなか再生の推進を目的とした「静岡都心地区まちなか再生指針」を作成し、魅力ある持続可能な「まちなか再生」を実現することを目的とする。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		パブリックコメント	-	令和7年2月ごろ（予定）	都市局都市計画部都市計画課
44					意見交換会	-	-	
45					市民ワークショップ	-	令和6年中に複数回実施	

令和 6 年度市民参画手続 実施予定一覧

No	施策名	施策概要	静岡市市民参画の推進に関する条例 該当条文		市民参画手続の手法	審議会名称	実施予定時期	担当課
46	駿府ふれあい地区都市再生整備計画の中間評価	社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、令和 4 年から令和 8 年まで実施している駿府ふれあい地区の都市再生整備計画の検証及び評価を行うことにより、これまでの計画の振り返りや、今後のまちづくりへの展望をまとめる。	条例第 7 条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		パブリックコメント	-	令和 6 年11月頃	都市局都市計画部景観まちづくり課
47	静岡駅南口駅前広場再整備事業	駿河区の玄関口となる静岡駅南口駅前広場において、交通結節機能を強化するとともに、民間事業者による周辺開発と連携し、駅前街区を一体的に開発することにより、政令市にふさわしい魅力ある空間を創出する。	条例第10条第 1 項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第 4 号 前 3 号に掲げるもののほか、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると実施機関が認めるとき。	パブリックコメント	-	令和 6 年 8 月頃	都市局都市計画部景観まちづくり課
48					審議会	静岡駅南口駅前広場再整備検討委員会	令和 6 年度中に複数回実施予定（変更となる可能性あり）	
50	静岡市地域公共交通計画の策定	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、持続可能な公共交通の構築を目指して上記計画を策定しているが、現計画がR 6 年度末までの計画であるため、計画の改定（更新）を行う。	条例第10条第 1 項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第 2 号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	パブリックコメント	-	1 0 月（予定）	都市局都市計画部交通政策課
51	草薙駅周辺地区都市再生整備計画（第 3 期）の事後評価	草薙駅周辺のまちづくりの経緯や現況を踏まえ、まちづくりの達成状況や効果発現要因の整理等、計画の評価を実施する。	条例第 7 条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		パブリックコメント	-	令和 6 年11月頃を予定	都市局都市計画部清水まちづくり推進課
52	草薙駅周辺地区都市再生整備計画（第 4 期）の計画策定	草薙駅周辺のまちづくりの経緯や現況を踏まえ、課題や改善策を整理して、今後の方策を検討する。	条例第10条第 1 項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第 2 号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	パブリックコメント	-	令和 6 年11月頃を予定	都市局都市計画部清水まちづくり推進課
53	静岡市みどりの基本計画の改定	緑化の推進と緑地の保全を計画的かつ総合的に推進するための計画の改定	条例第10条第 1 項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第 2 号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	パブリックコメント	-	令和 6 年 6 月～ 8 月の期間で実施予定（変更となる可能性あり）	都市局都市計画部緑地政策課
54					審議会	静岡市みどり審議会	令和 6 年 6 月～ 8 月の期間で実施予定（変更となる可能性あり）	
55	静岡市景観計画の改定	景観法及び静岡市景観条例に基づき策定した静岡市景観計画に規定する「景観計画重点地区」の指定について、一部改定する。	条例第10条第 1 項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第 4 号 前 3 号に掲げるもののほか、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると実施機関が認めるとき。	パブリックコメント	-	令和 7 年 3 月頃	都市局都市計画部景観まちづくり課
56					審議会	静岡市景観審議会	令和 6 年10月、令和 7 年 2 月頃の予定	
56	しずおか水ビジョンに掲げた各種施策の進捗管理	本市の上下水道事業が目指す長期的な姿を示した基本構想	条例第 7 条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	静岡市上下水道事業経営協議会	5 月、7 月、8 月、10 月、12 月	上下水道局経営管理部上下水道経営企画課
57	学校給食センターの運営管理	学校給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、静岡市立学校給食センター運営協議会を設置し、センター運営に関する重要な事項について調査審議する。	条例第 7 条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		審議会	静岡市立学校給食センター運営協議会	令和 6 年12月及び令和 7 年 3 月	教育委員会学校給食課